

「スカーレット」で甲賀を盛り上げる推進協議会 「エカルラート」ロゴマークの利用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、連続テレビ小説「スカーレット」を活用した「スカーレット」で甲賀を盛り上げる推進協議会「エカルラート」のロゴマーク（以下「エカルラート」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（「エカルラート」に関する権利）

第2条 「エカルラート」に関する著作権等の一切の権利は、「スカーレット」で甲賀を盛り上げる推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

（利用許諾）

第3条 ロゴマークを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ協議会会長（以下「会長」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会が利用する場合
- (2) 甲賀市の機関が利用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合
- (4) その他会長が適当と認める場合

（利用許諾の申請）

第4条 申請者は、利用申請書（別記第1号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 ロゴマークの利用は原則として市内事業者に限る。ただし、市外事業者が利用する場合については、利用目的が協議会の活動趣旨に沿うものかどうかを協議会において協議し、使用の可否を判断する。
- 3 ロゴマークを商標登録における指定商品：菓子及びパン（別紙）に使用しようとするときは、同区分において「エカルラート／E C A R L A T E」の商標権を有する株式会社メリーチョコレートカンパニーに対して、本件ロゴマークの禁止権を行使しないよう申請するため、提出された利用申請書の内容を協議会から同社に提供する。

（利用許諾書の交付等）

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第3条の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

- (1) 「エカルラート」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (2) 「エカルラート」の変形など、デザインガイドマニュアルに従って利用されないおそれがあると認められる場合
 - (3) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる場合
 - (4) 協議会の信用又は品位を害すると認められる場合
 - (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
 - (6) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が使用する場合
 - (8) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
 - (9) その他会長が不適当と認める場合
- 2 会長は、利用許諾をする場合は、利用許諾書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
 - 3 会長は、利用許諾をする場合は、条件を付すことができる。
 - 4 会長は、申請者が前条の規定による利用許諾の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。

5 会長は、利用許諾をしない場合は、利用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用期間）

第6条 ロゴマークの利用期間は、利用許諾の日から2年以内であって会長が必要と認める日までとする。

2 前項の利用期間の満了後において、引き続きロゴマークを利用しようとするときは、改めて利用許諾を受けなければならない。

（利用料）

第7条 ロゴマークの利用料は無料とする。

（遵守事項）

第8条 利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、ロゴマークの利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインガイドマニュアルに定められた色、形等に従ってデザイン等を正しく利用すること。
- (2) 利用許諾を受けた物品等の完成品を、完成後30日以内に会長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他物品等の状況が分かる資料を提出すること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (5) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (6) 他者によるロゴマークの無断利用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに協議会に報告すること。

（利用許諾事項の変更）

第9条 利用者は、利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、変更許諾申請書（別記第4号様式）を会長に提出し、改めて利用許諾を受けなければならない。

（利用許諾の取消し等）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消し、利用者に対し物品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱又は利用許諾の条件に違反したとき。
 - (2) 第4条又は前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (3) 利用者が第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他ロゴマークの利用を継続することが不相当であると認めたとき。
- 2 前項の規定により利用許諾が取り消された場合において、利用者は、利用許諾を取り消された日からロゴマークを利用することができないものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（利用の中止）

第11条 利用者は、ロゴマークの利用を中止しようとするときは、利用中止届（別記第5号様式）を会長に提出しなければならない。

（利用状況の報告等）

第12条 会長は、利用者にロゴマークの利用状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占・協議会の非推奨等）

第13条 この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は利用者について協議会による推奨又は品質

保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

- 第14条 協議会は、ロゴマークの利用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 利用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がロゴマークの利用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

「エカルラート」ロゴマーク利用許諾申請書 物品等の販売

「スカーレット」で甲賀を盛り上げる
 推進協議会 会長 あて

(住所)
 (団体・法人名等)
 (代表者名)

「エカルラート」ロゴマークの利用に関する要綱及びデザインガイドマニュアルを遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、ロゴマークの利用の許諾を申請します。

物品等の商品名			
物品等の種類		菓子・パン に該当	該当 ・ 非該当
物品等の点数	種類		
	合計	点	※サイズ、色が異なる場合も1点と数える
具体的な利用内容 ※製造数量・サイズ、 販売価格、販売先・ 場所等（別紙可）			
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

「エカルラート」ロゴマーク利用申請書 物品等の販売以外

「スカーレット」で甲賀を盛り上げる
推進協議会 会長 あて

(住所)
(団体・法人名等)
(代表者名)

「エカルラート」ロゴマークの利用に関する要綱及びデザインガイドマニュアルを遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、ロゴマークの利用の許諾を申請します。

利用区分 ※該当にチェックの うえ具体的な利用 方法を記載	<input type="checkbox"/> 印刷物 () <input type="checkbox"/> 看板・壁面・工作物 () <input type="checkbox"/> WEB () <input type="checkbox"/> その他 ()																
利用目的																	
具体的な利用内容 ※制作数量・サイズ、 利用場所・回数等 (別紙可)																	
連絡担当者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">住所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所属</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">TEL</td> <td></td> <td style="text-align: center;">FAX</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">E-MAIL</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	住所	〒			所属		氏名		TEL		FAX		E-MAIL			
住所	〒																
所属		氏名															
TEL		FAX															
E-MAIL																	
備考																	

「エカルラート」ロゴマーク利用許諾書

（団体・法人名等）

（代表者名）

様

「スカーレット」で甲賀を盛り上げる
推進協議会 会長

年 月 日付けで申請のありました標記ロゴマークの利用について、下記のとおり許諾
します。

記

許諾番号	
許諾期間	許諾の日から2年間
条 件	

【特記事項】

- ・ 要綱及びデザインガイドマニュアルを遵守すること。
- ・ 物品等の完成品を、完成後30日以内に会長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他物品等の状況が分かる資料を提出すること。
- ・ 利用許諾の内容を変更しようとするときは、変更許諾申請書（別記第4号様式）を会長に提出し、改めて利用許諾を受けること。
- ・ 利用期間の満了後においても引き続き使用しようとするときは、利用期間の満了前に利用許諾申請書（別記第1号様式）を会長に提出し、改めて利用許諾を受けること。

「エカルラート」ロゴマーク利用不許諾通知書

（団体・法人名等）
（代表者名）

様

「スカーレット」で甲賀を盛り上げる
推進協議会 会長

年 月 日付けで申請のありました標記ロゴマークの利用については、下記のとおり許諾しませんので、通知します。

記

【許諾しない理由】

「エカルラート」ロゴマーク変更許諾申請書

「スカーレット」で甲賀を盛り上げる
 推進協議会 会長 あて

(住所)
 (団体・法人名等)
 (代表者名)

年 月 日付け許諾番号 で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更したので、許諾を申請します。

変更内容			
変更理由			
連絡担当者	住所	〒	
	所属	氏名	
	TEL	FAX	
	E-MAIL		
備考			

「エカルラート」ロゴマーク利用中止届

「スカーレット」で甲賀を盛り上げる
推進協議会 会長 あて

(住所)
(団体・法人名等)
(代表者名)

ロゴマークの利用を中止するので届け出ます。

許諾番号	〇〇〇〇
利用を中止する 物品等の商品名	
利用中止（予定）日	年 月 日
中止する理由	
備考	